

《知的財産推進計画2020関連記載抜粋》

5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

デジタル技術の進歩や、IoT等の新しい技術の開発・運用により、デジタルアーカイブの取組が立ち上がった1990年代と現在では、社会基盤が大きく変貌した。社会基盤そのもののデジタル化・ネットワーク化が進む中で、少子高齢化による人口減少や労働力不足によりコミュニティ維持が困難になる可能性や、東日本大震災等の巨大災害に加え、台風や火災など、当時と様相を異にする社会問題も顕在化している。そうした環境下でのデジタルアーカイブの有用性・重要性は言うまでもない。デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。その社会基盤としてのデジタルアーカイブ開発には、持続可能性を念頭に置き、環境負荷をできるだけ小さくすることが求められる。

昨今では、新型コロナの影響により、テレワークのニーズも急速に高まった。さらに、自宅滞在時間の増加に伴い、過去の放送コンテンツ等のデジタルアーカイブ資源の需要が高まっているとの指摘もある。産業界においても急激なDXが進められているところである。これらの社会情勢の変化は、特に遠隔での様々な活動を可能とする社会の基盤としてのデジタルアーカイブの構築や、デジタル技術を用いてコンテンツを利活用できる環境を整備することの重要性をさらに高めている。オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていく必要がある。

我が国におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。この取組は充実しつつあるが、その中で重要な情報基盤である分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」を通して、多様なデジタルコンテンツが、教育、学術研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野で利活用されることが期待される。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を継続してきた。本年は、昨年取り纏めた「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について(2019年版)」に続いて「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン(2020年版)」を取り纏める。またジャパンサーチの正式版が今夏までに、公開される。

今後は、これらの普及を通して、我が国が保有する多様なデジタルコンテンツをますます拡充させ、さらに広く利活用を推進することが重要である。また、東

京 2020 大会の開催に合わせて、日本文化の海外発信を強化するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野や地域の文化的資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

（施策の方向性）

- デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。

（短期）（内閣府、国立国会図書館¹、関係府省）

- ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。

（短期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

- 関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。

（短期、中期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

- 東京 2020 大会の開催に向けて、日本文化の海外発信強化のため、日本遺産を構成する文化資源や、国宝・重要文化財以外の地域文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。

（短期）（文部科学省、関係府省）

- メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用の推進および、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化の推進により、情報拠点の構築を支援する。

（短期）（文部科学省）

- マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザの相互誘導を推進する。

（短期、中期）（文部科学省、関係府省）

- 全国の大学等研究機関の人文学術情報の集約を継続し、人文学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を促進する。

（短期、中期）（文部科学省）

- 絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのア

¹ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

アクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

(短期、中期) (文部科学省)